

平成 22 年度 事務事業事後評価調書 (平成 21 年度事業)

整理番号 6 - 5

1 事務事業の表示

: 該当

事務事業名		特定高齢者把握事業						
評価者	担当課名	地域包括支援センター		担当係名	介護予防係			
	管理職	職名	所長		作成者	係長		
		氏名	葛西隆			氏名	河原真由美	
事業の概要	健診や関係機関との連携、実態把握訪問などから、要介護・要支援状態になるおそれのある虚弱な高齢者を早期発見し自立した生活の継続を目指す。				全体計画 / 単年度繰返 (平成 20 年度 ~ 24 年度)			
					事業費	国・道支出	3,070 千円	
						地方債	千円	
						その他	3,478 千円	
						一般財源	1,636 千円	
事業費計	8,184 千円							
実施方法	直営	民間委託		その他 ()				
第 5 期 総合計画 (前期)		登載事業		非登載事業	優先度	B		
事業の位置付け	政策目標	2 めくもり・雄武 ~ 保健・医療・福祉の充実 ~						
	基本施策	7 高齢者支援の充実						
	単 位 施 策	2 生活支援の充実						
	事務事業の種類	自治事務		法定受託事務				
	その他計画・根拠等	介護保険法 第5期高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画						
事業費	実施年度	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(見込)	23年度(計画)	24年度(計画)		
	国・道支出金	397 千円	520 千円	561 千円	675 千円	720 千円		
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円		
	その他財源	450 千円	590 千円	637 千円	765 千円	816 千円		
	雄武町負担額 (一般財源)	214 千円	279 千円	300 千円	360 千円	384 千円		
	合 計	1,061 千円	1,389 千円	1,498 千円	1,800 千円	1,920 千円		

272

2 事務事業の目的・内容 (Plan・Do)

【誰、何が(対象)】	65歳以上の町民(要介護・要支援者を除く)	望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標)			
【抱える課題やニーズは】	加齢や疾病に伴い生活に支障が出る恐れがある。	受診数			
【どのような状態になることを目指したのか(意図)】	介護予防、生活の質の向上。	指標(指標計算式/解説)	目標値及び実績値		
		健診等場面での早期発見、個別相談や訪問などで虚弱高齢者を発見の2点が考えられるが当面生活機能評価受診数を指標とした	目標年度	平成21年度	
			目標値	210 人	
【その結果、どのような成果を実現したいか】 成果 = 目的	要介護者の増加予防、介護給付費増加予防	実績値	289 人		
		達成度	137.6 %		
		目標年度			
		目標値			
		実績値			
		達成度	%		
内 容 (どのような手段で何を行ったか)					
実態把握訪問	年齢や世帯構成、過去の基本チェックリスト歴などから名簿を作成し、実態把握訪問を行い虚弱高齢者が否かの判断の上、対象者は生活機能評価健診受診勧奨を行う。また、その後は包括支援センターにてアセスメントを行い介護予防計画作成につなげている。				
生活機能評価健診	保健係主管の特定健診と同時開催を行える環境作りを通し(受診者中65歳以上)、一度の健診で介護予防健診も行えるような場を提供している。				

裏

3 事務事業の評価(Check)

(1)事務事業の必要性(町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要 必要 / 概ね必要 / 課題あり	<input type="checkbox"/> 義務的なもの	介護保険法にて生活機能評価健診の実施は市町村の義務となっている。
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効 有効 / 概ね有効 / 課題あり	設定した目標値の達成状況	介護保険法にて求められている事業を行っている。また、受診数も目標を上回ることができた。
	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> ほぼ達成 <input type="checkbox"/> 下回る	

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的 効率的 / 概ね効率的 / 課題あり	判断の理由	保健係主管の健診と同時実施することで、町民の利便性と事業の効率性は高まっている。
	<input type="checkbox"/> 事業費抑制 <input type="checkbox"/> 人員削減 <input type="checkbox"/> 時間短縮・作業軽減 <input type="checkbox"/> その他	

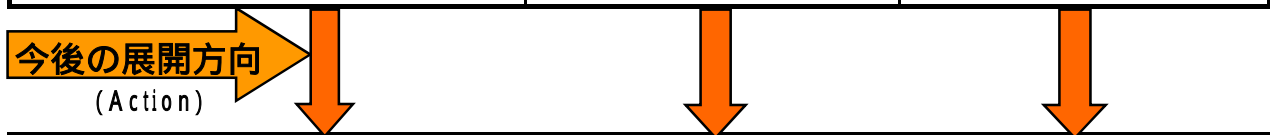
(4)事務事業の公平性

公平 公平 / 概ね公平 / 公平でない	判断の理由	生活機能評価は自己負担が生じないよう指示があり無料である。特定健診と同時開催し利便性を図り、訪問後虚弱高齢者の恐れのある方には個別健診の場もありあらゆる場面で受診することが可能なため公平と判断する。
	<input type="checkbox"/> 受益者負担がある <input type="checkbox"/> 受益者負担がない <input type="checkbox"/> 受益が一部に偏る <input type="checkbox"/> その他	

4 総合評価【A～D】

- A: 計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等
- B: ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要 等
- C: 当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等
- D: 事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
特定高齢者数は多くないが、介護保険法で求められている対応、目標を行うことができた。		



継続 / 現状維持		
健診からの特定高齢者の把握はほとんどないが、市町村として生活機能評価健診は義務であるため、法改正がない限り継続が必要と思われる。また、訪問等で虚弱高齢者の早期発見は様々な方法で行う必要性があると考えられる。		

* 展開方向の区分

継続 / 現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更 終了 休止 廃止

5 その他特記事項 (アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)